

保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

BCG定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は確実な免疫をつけるために規定された期間で受けることが大切です。

規定された期間以外での接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

1 対象年齢，標準接種期間，接種回数

対象年齢	標準的な接種期間	接種回数
1歳未満	生後5か月～生後8か月未満	1回

2 接種費用 無料（公費負担）

3 実施場所 調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市，世田谷区，三鷹市，府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は，調布市の予診票を必ずお持ちください。

4 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は，必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種部位に外用ステロイド剤を使用している方は，あらかじめ医師にご相談ください。
- (4) 接種当日は，予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。
- (5) 接種時に保護者の髪が接種部位にかからないようご注意ください。
（髪を縛るためのゴム等をお持ちください。）

5 BCG予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）をしている方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 予防接種の接種液に含まれる成分で，アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- (4) 外傷などによるケロイドが認められる方
- (5) 免疫機能に異常のある疾患がある方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方
- (6) 結核にかかったことのある方
- (7) 医師が接種不適当と判断したとき

問合せ／調布市子ども生活部子ども家庭センター 電話042-441-6081

裏面あり

BCG（結核）

結核とは

結核菌の感染で起こります。わが国の結核患者はかなり減少し、2022年の結核罹患率（人口10万対）は結核低まん延国の水準とされている10.0以下の8.2となりましたが、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力（免疫）は、お母さんからお腹の中でもらうことができないので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。乳幼児は結核に対する抵抗力（免疫）が弱いので、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。

BCGは、髄膜炎や粟粒結核などの重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているので、生後1歳までに受けることになっています。

BCGワクチン（生ワクチン）について

BCGは牛型結核菌を弱毒化してつくったワクチンです。

BCGの接種方法は、管針法といってスタンプ方式で、上腕の2か所に押しつけて接種します。それ以外の場所に接種するとケロイドなどの副反応が出る可能性が高くなるので、絶対に避けなければなりません。接種したところは、日陰で乾燥させてください。10分程度で乾きます。

接種後10日頃に接種局所に赤いポツポツができ、一部に小さいうみができる（化膿する）ことがあります。この反応は、接種後4週間頃に最も強くなりますが、その後は、かさぶたができて接種後3か月までには治り、小さな傷あとが残るだけになります。これは異常反応ではなく、BCG接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。自然に治るので、包帯をしたり、バンソウコウをはったりしないで、そのまま清潔に保ってください。ただし、接種後3か月を過ぎても接種のあとがジクジクしているようなときは医師に相談してください。

副反応について

接種をした側のわきの下のリンパ節がまれにはれることがあります。通常、放置して様子をみてかまいませんが、ときにただれたり、大変大きくはれたり、まれに化膿して自然にやぶれてうみが出る場合があります。このようなときは医師に相談してください。

コッホ現象について

お子さんが接種前に家族など身近な人からうつるなどして結核菌に感染している場合は、接種後10日以内にコッホ現象（接種局所の発赤・腫脹（はれ）及び接種局所の化膿が現れ、通常2週間から4週間後に発赤や腫脹がおさまり、^{はんこん}瘢痕化し（あとが残り）治癒する一連の反応）が起こることがあります。通常の反応における接種局所の反応の発現時期（おおむね10日前後）と異なり、接種後数日間の早い段階で発現します。コッホ現象と思われる反応がお子さんにみられた場合は、速やかに医療機関を受診してください。治療を要することがあります。この場合、お子さんに結核をうつした可能性のある家族など身近な人も医療機関でのチェックが必要になります。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、子ども家庭センターへご相談ください。